



『不正通行防止対策強化月間』の実施について

11月を『不正通行防止対策強化月間』として、各種取り組みを実施します。

阪神高速道路株式会社は、有料道路事業に対するお客さまの信頼を損なうことのないよう、また、有料道路制度の根幹を揺るがしかねない不正通行の根絶に向けて各種取り組みを行っています。

「不正通行防止対策強化月間」では、それらの取り組みを一層強化します。



本線料金所での監視



道路情報板での広報

(強化月間取り組みイメージ)



PAでの広報チラシ配布

■実施期間

平成29年11月1日(水)～11月30日(木) 30日間

■強化する取り組みの概要

- (1) 阪神高速本線料金所を中心とした料金所(乗継券所含む)での監視強化
社員等による不正通行監視活動を強化
- (2) パーキングエリアでの広報チラシ等グッズの配布
未納通行した際の対応方法やETC車載器載せ替え時等再セットアップの必要性など啓発を強化
- (3) 道路情報板・路側ラジオを用いた広報
本線上にある道路情報板や路側ラジオを利用した啓発を実施
- (4) NEXCO西日本との連携
NEXCO西日本と合同で不正通行監視活動を実施

■近年の不正通行台数

年 度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
不正通行台数 (千台)	259	212	162	112	84	63	57	54	50	49	50